

計 画 編 目 次

第 1 章	総則
第 1 節	目的
第 2 節	水防の責任
第 3 節	水防計画の策定及び公表
第 2 章	水防組織
第 1 節	水防組織
第 2 節	勤務時間外の連絡系統
第 3 章	関係機関への連絡
第 1 節	県南広域振興局土木部への連絡
第 2 節	気象状況等の連絡通報
第 3 節	雨量観測の通報
第 4 節	水位観測の連絡通報
第 4 章	樋門・樋管の管理及び操作
第 1 節	樋門・樋管の箇所及び看守人・管理人
第 2 節	樋門・樋管の管理及び操作
第 5 章	災害危険箇所の警戒巡視
第 1 節	堤防巡視
第 2 節	重要水防箇所
第 6 章	通信連絡
第 1 節	非常通話
第 2 節	緊急連絡
第 3 節	伝令
第 4 節	気象予警報等の連絡
第 5 節	水防信号
第 7 章	水防上必要な気象予警報及び情報並びに北上川上流洪水予警報及び水防警報等の連絡
第 1 節	水防上必要な予報及び警報の連絡
第 2 節	北上川上流洪水予警報の連絡
第 3 節	水防警報を行う指定河川の区域
第 8 章	堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、決壊の通報、避難

立退き及び救助
第1節 堤防異常の報告
第2節 警戒体制、出動及び水防開始
第3節 決壊の通報及び避難立退き
第4節 救助
第9章 自衛隊派遣の要請
第1節 自衛隊派遣の要請
第10章 水防施設並びに資材器具、車両及び土地等の使用又は収用
第1節 水防倉庫及び管理人
第2節 資材器具、車両及び土地等の使用又は収用
第11章 公用負担
第1節 公用負担
第2節 公用負担命令票
第12章 優先通行標識及び身分証票
第1節 優先通行標識
第2節 身分証票
第13章 水防訓練
第1節 水防訓練
第14章 水防活動実施報告、水防功労者推薦及び公務災害補償
第1節 水防活動実施報告
第2節 水防功労者推薦
第3節 公務災害補償